




熱量変更日の作業内容（3日間で作業を行う場合）

<p><b>1日目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●3日間の作業内容のご説明と、ガス器具調整のスケジュールを、打ち合わせします。</li> <li>●お手持ちのガス器具と調整部品の照合をします。</li> <li>●ガス器具を調整します。</li> </ul> 	<p><b>2日目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●従来のガスを13Aガスへ切り換えます。</li> <li>●従来のガスと13Aガスの使用量を区分するためガスメーターの検針をします。</li> <li>●前日調整したガス器具の燃焼確認を行います。</li> <li>●ガス器具の調整及び燃焼確認を行います。</li> </ul> 	<p><b>3日目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●残りのガス器具の調整と燃焼確認を行います。</li> <li>●ガスの安全使用についてのご説明をします。</li> <li>●別の調整技術員による、調整したガス器具の点検と燃焼確認を行います。</li> </ul> 
--	---	---

<p><b>従来のガス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●13Aガス用に調整していないガス器具は使用できません。</li> </ul> <p>※熱量変更を2日間で行う場合は第1日目、第2日目の作業を第1日目にいたします。</p> <p><b>熱量変更日にはご在宅のうえ、ご協力ください</b></p> <p><b>！キーポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●熱量変更日にガス器具の調整をしないと、ガス器具の使用ができなくなります。ご在宅のうえご協力くださるようお願いいたします。</li> <li>●お手持ちのガス器具はすべてお出しください。（ガス器具調査以後お買い求め、お買い替えになった器具も残さずお出しください）</li> </ul>	<p><b>13Aガス</b></p> <p>●13Aガス用に調整したガス器具ならび13Aガス器具をご使用下さい。</p> <p><b>ガス使用禁止のお願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ガスを切り換える作業中は、ガスはご使用になれません。</li> <li>●なお、切り換えが終了し、調整技術員が訪問してガス器具を調整し、燃焼確認を行うまでは、絶対にガスをお使いにならないようお願いします。</li> </ul> <p><b>！キーポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●午前8時には、すべてのガス器具の器具検とガス検を開めてください。</li> <li>●湯沸器、風呂、ストーブなどの種火も忘れずにお消してください。</li> </ul>
---	---

**13Aへの熱量変更 知っとくメモ！**

<p><b>Q 調整に費用はかかりますか？</b></p> <p>A 熱量変更にもなるガス器具の調整は、ガス水道局が責任をもって行い、調整に際して費用をいただくことはありません。</p>	<p><b>Q 13Aガスになると使い方は変わりますか？</b></p> <p>A 器具の種類によってノズルから出るガス量が少なくなります。このため圧電式点火（“ガッテン”と回して点火する方式）の場合には、ツマミを今までより心もちゆっくり回して点火してください。</p>
<p><b>Q 煮炊きの時間やガス代は変わるのですか？</b></p> <p>A 現在のガスより熱量が高くなりますが、その分器具の使用するガス量を減らして今までどおり燃えるようにガス器具を調整しますので、従来同様のご使用条件であれば、煮炊きに要する時間も、お支払いいただくガス代も、これまでと変わりません。</p>	<p><b>Q ガス器具を調整しないで使うとどうなりますか？</b></p> <p>A 現在のガス器具（5ANまたはA特用）を調整せずに13Aガスをお使いになりますと、不完全燃焼を起こしたり、火災につながる恐れがあり、大変危険です。</p>

13Aガス熱量変更作業へのご理解、ご協力をお願いいたします。

熱量変更に関するお問い合わせは

**にかほ市ガス水道局 熱量変更推進本部**

秋田県にかほ市金浦字南金浦206 TEL:0184(32)4441 FAX:0184(38)4343

都市ガス熱量変更作業が始まります



これまでガス水道局では、ガス器具の調査作業等熱量変更作業当日に向けて準備を進めてまいりましたが、いよいよ9月11日より都市ガスの熱量変更作業が始まります。

作業にあたってはお客様の安全の確保を最優先にして作業を行いますので、ご不便をおかけすることもありますが、無事に熱量変更作業を終えるためご理解、ご協力をお願いいたします。

**熱量変更日のご在宅を、お願いいたします**

お客様ご自身の熱量変更作業日は、作業日の2〜3週間前にダイレクトメールでお知らせします。作業日には東北のガス会社から派遣された調整技術員がお客様ご自宅を訪問し、ガス器具の調整作業を行いますので、できるかぎりご在宅いただくようお願いいたします。

作業日のうち、どうしても不在になる日がある場合には、お手数ですが同封の「ご不在連絡ハガキ」または、電話などでご都合をお知らせください。（買物等の短時間の外出であれば、ご連絡は不要です）

また、作業は2〜3日かけて行いますが、「ガスの切り換え日」に当たる日にご不在の場合は、危険防止のため一時ガスを止めさせていただきます。ただ、ご迷惑がたたく事もあり、特に事前のご連絡をお願いいたします。

**熱量変更スケジュール**

地域名	熱量変更作業期間
仁賀保	9月11日～10月4日
金浦	10月9日～10月20日
象湯	10月23日～11月23日

※にかほ市内を20地区に分割して熱量変更を行います。地域によってお客様の熱量変更日が異なりますので、詳しい熱量変更日はダイレクトメールにてご確認ください。

熱量変更日にはガス器具の調整作業を行います

現在、お客様がご使用のガス器具は、低カロリーのガスを燃焼させるようにできています。それぞれの器具は、その構造上出し得る熱量（火力）が決まっており、そのまま高カロリーのガスを燃やすと、不完全燃焼を起こす危険があります。

そこで、13Aガスへ熱量変更をしても、従来と同じように良好な燃焼をするようにガス器具を調整させていただきます。なお、調整に際して費用をいただくことはありません。

調整した器具と調整していない器具の燃え方は下のとおりです。

<13Aガス用器具で13Aガスを燃やした場合> <従来の都市ガス用器具で13Aガスを燃やした場合>




ガス器具の調整は、資格認定を受けた調整技術員が責任を持って行います。ガス器具の調整作業は、長期間の徹底した教育訓練を修了し、調整員としての資格認定を取得した技術員が責任を持って行います。調整技術員は東北各地のガス事業者より派遣されており、常に身分証明書を携帯しておりますので、必要な際には提示をお求めください。